

工 種 区 分	工 種 内 容
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)	堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水（閘）門、養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工にあって、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第8表）^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1（第1表～第8表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(2) 共通仮設費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第8表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、補正値の加算については、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事
市 街 地（右記工種においては補正係数を適用）		3.00	1.3
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25	
	b. 空港	2.25	
	c. 上記a, b以外	2.25	
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0	

注1) 施工地法の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾：小名浜港、相馬港

地 方 港 湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

平成27年4月1日以降起工適用

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。

ハ) 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第8表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。

陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

工種区分		補正値 (%)
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20
	構造物工事	0.90
海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）		0.90

(3) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）＋施工地区・工事場所による補正率）

または、

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地区・工事場所による補正係数）

ただし、共通仮設費率（Kr）は、別表第1の第1表～第8表による。

(4) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計していなかったが、上記条件の変更により補正が出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16
河川・道路構造物工事	40.41	10,360.9355	-0.3554	6.56
海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36
道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75
鋼橋架設工事	39.15	949.7164	-0.2043	13.77
PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58
舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88
砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74
公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93
電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47
情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

平成27年4月1日以降起工適用

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第9表）の現場管理費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、補正値の加算については、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事
市街地（右記工種においては補正係数を適用）		1.80	1.1
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20	
	b. 空港	1.20	
	c. 上記a, b以外	1.20	
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

3) 現場管理費の計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数(上記_2))＋補正値(上記_1)}

または、

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率標準値＋補正値(上記_1)＋補正値(上記_2))

ただし、現場管理費率標準値は別表第1表～第9表による。

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

平成27年4月1日以降起工適用

第4表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	コンクリートダム	27.12	361.5600	-0.1327	18.67
	フィルダム	39.70	199.8006	-0.0828	31.44

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	27.40	106.4502	-0.0861	16.84
港工事	構造物工事	28.28	50.7544	-0.0371	22.93

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5-1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)	32.28	124.7766	-0.0858	21.08

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
	港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.20	107.8800	-0.0898	18.22

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

平成27年4月1日以降起工適用